

大洲市若年がん患者 在宅療養支援事業について

大洲市では、介護保険制度などの対象にならない若年のがん患者さんが、住み慣れた自宅等で安心して過ごすことができるよう、在宅療養に必要な費用の一部を助成します。

対象：1、20歳以上40歳未満の方
2、18歳以上20歳未満で小児慢性特定疾病医療費助成の該当でない方

上記1、2のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断された方

内容： 訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 福祉用具購入

助成額：サービス利用料の9割に相当する額
上限額：月額5万4千円

利用の流れ

1 利用申請

申請書と意見書を、大洲市保健センターに提出してください。

※意見書は、主治医に記入を依頼してください。依頼にかかる料金は自己負担です。

詳しくは各医療機関にお問い合わせください。

2 利用決定の通知

市で申請内容を審査し、利用決定通知書を送付します。

※利用の対象にならない場合、利用不決定通知書を送付します。

3 サービスの利用

介護サービス事業所との契約は、ご自身で行っていただきます。

適当な介護サービス事業所をご存知ない場合は、ご相談ください。

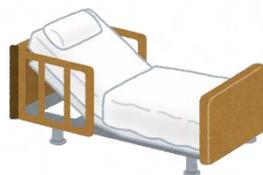
4 サービス利用料の支払い

サービス利用料の1割を自己負担額として介護サービス事業所にお支払いください。

残りの額は、大洲市から介護サービス事業所に直接支払います。

5 申請内容の変更や利用の停止

本事業の利用途中に、住所等の変更があった場合やサービスを利用する必要がなくなった場合など、必ず大洲市保健センターに連絡し、変更申請書をご提出ください。



お問い合わせ：大洲市保健センター
0893-23-0310